地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここ に公布する。

令和4年12月16日

带広市長 米 沢 則 寿

带広市条例第28号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (帯広市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 帯広市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第40号)は、廃止する。

(帯広市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 帯広市職員の定年等に関する条例 (昭和59年条例第37号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条—第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

- 第1条中「) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。
 - 第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定す

る異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき。」を「こと。」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき。」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき。」を「こと。」に改め、同条第2項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる。」を「繰り上げるものとする。」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、帯広市職員給与条例(昭和28 年条例第6号)第12条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に 掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該 管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最 初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して 1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間 の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を 延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務を させることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情が

あるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員を除く。)の数が当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合 及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職 員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達する年度の3月31日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(帯広市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第1条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項、」 を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」 を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」 を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4中「以下「休職月等」という。」を「第10条第4項において「休職月等」という。」に、「以下「調整月額」という。」を「以下この項及び第5項において「調整月額」という。」に改める。

第10条第5項中「引き続いて職員となったとき」の次に「(職員以外の地方公務員等の うち臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者若しくは常 時勤務に服することを要しない者(以下「臨時的任用職員等」という。)が引き続いて職 員となったとき又は職員以外の地方公務員等が引き続いて職員のうち臨時的に任用され る職員その他の法律により任期を定めて任用される職員若しくは法第22条の2第1項第 2号に掲げる職員となったときを除く。)」を、「におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間」の次に「(職員となった日の前日における職員以外の地方公務員等が在職した他の地方公共団体等の退職手当に関する規定において、職員以外の地方公務員等としての在職期間に通算することとされていた期間(当該期間に臨時的任用職員等としての在職期間が含まれている場合にあっては、これを除く。)を含む。)」を加える。

第11条の2を削る。

第19条第1項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項 第3号中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員等」を

附則第3項前段を次のように改める。

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第19項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

附則第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第20項の規定に 該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とし て附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則第17項の次に次の9項を加える。

18 当分の間、第2条第2項に規定する者のうち、職員について定められている勤務時間 以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこと とされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(帯広市の休日を定 める条例(平成3年条例第24号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する 日数を減じた日数。)以上ある月が引き続いて12月に満たない者の退職手当の額は、第2条第2項の規定にかかわらず、第3条から第5条まで及び附則第3項の規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。
- 20 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第20項」とする。
- 21 給与条例附則第14項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 22 当分の間、第5条第1項に掲げる者のうち、25年以上勤続しその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 23 当分の間、第5条第1項に掲げる者のうち、25年以上勤続しその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者(退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」とする。
- 24 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは

「60歳」と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。

- 25 当分の間、第5条第1項に掲げる者のうち、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 26 当分の間、第5条第1項に掲げる者のうち、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例の一部改 正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 帯広市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第41号)の一部 を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項の規定により採用されている職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次

の1号を加える。

(5) 帯広市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第2号)の一部 を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第40号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第8条 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のよう に改正する。

第2条の3中「法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合」に改める。

第6条の3に次の1号を加える。

(3) 法第28条の2第1項に規定する降給 同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格する。

第8条第2項中「減給の期間は、1日以上6月以下とし、」を「減給は、1日以上6月 以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第9条中「免職及び休職の処分並びに」を「免職、休職若しくは降給の処分又は」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 帯広市職員給与条例 (昭和28年条例第6号) 附則第14項の規定の適用を受ける職員に 対する第6条の3の規定の適用については、当分の間、同条中
- 「(3) 法第28条の2第1項に規定する降給 同項本文の規定による他の職 への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の とあるのは 級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格 する。
- 「(3) 法第28条の2第1項に規定する降給 同項本文の規定による他の職 への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の 級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格 する。
 - (4) 帯広市職員給与条例附則第14項の規定による降給 職員が60歳に達 とする。 した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表 の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務 の級並びに第7条第1項及び第11条第2項及び第3項の規定により当 該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 第9条の規定は、帯広市職員給与条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用 しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めると ころにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行 うものとする。

(帯広市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第9条 帯広市職員の勤務時間等に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に 改め、「で同項に規定する短時間勤務の職務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間 勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項ただし書及び第6項た だし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 (帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正)

第10条 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 帯広市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号) の一部を次のように 改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 帯広市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 帯広市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正) 第12条 帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和 35年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(帯広市職員給与条例の一部改正)

第13条 帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条の4の見出し中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に、「額とする」を「額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項を削る。

第5条の5中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。

第24条第2項及び第3項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第28条第3項及び第29条第2項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。 第30条第2項第2号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第30条の4第2項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項及び第11条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 帯広市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第37号。次号において「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
 - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員
- 16 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、 当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第18項において「異動日」とい う。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」と いう。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端 数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給 料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当 分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎 給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計 額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における 前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、 「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料 月額」とする。

- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員(附則第16項に規定する職員を除く。)に限る。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、附則第16項及び第17項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第28条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附 則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な 事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改め、同表再任用職員の項を削り、同表に次のように加える。

定年前	基準給							
再任用	料月額							
短時間	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900
勤務職								
員								

(帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第14条 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第 25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第15条 帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第23号) の一部を次のように改正する。

第13条中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布 の日から施行する。 (帯広市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による改正前の帯広市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第37号)(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の帯広市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市長が定める職にあっては、市長の定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について 準用する。
- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前

日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前 条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前4号に掲げる者を除く。)であって、 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされた ことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又は

- この項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により 採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用 職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業 績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことがで きる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日 の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準 じた当該職に係る年齢とする。
- 第6条 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第 4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正 法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項 の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした 場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する 職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定 する職に係る年齢とする。
- 第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の 前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例 定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準 日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年 条例定年に達している職員とする。
- 第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定

年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該市長が定める短時間勤務の職にあっては、市長の定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市長が定める短時間勤務の職にあっては、市長の定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。 (帯広市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第10条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の帯広市職員退職手当支給条例第1条の規定の適用については、同条中「採用された者を除く。」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。」とする。
- 2 この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の帯広市職員退職手当支給条例第 10条第5項の規定により在職期間として取り扱われた期間は、第3条の規定による改正 後の帯広市職員退職手当支給条例第10条第5項の規定による在職期間に含むものとする。 (公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第11条 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の公益的法人等への帯広市職員の 派遣等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第2項第1号に規 定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第18条第1項に規定する 定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(帯広市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)は、第9条の規定による改正後の帯広市職員の勤務時間等に関する条例 (以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間 勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正 に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の帯広市立高等学校教育職員等の 給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下この条において「新条例」という。) 第2条第1項に規定する短時間勤務の職とみなして、新条例の規定を適用する。

(帯広市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第15条 第13条の規定による改正後の帯広市職員給与条例(以下この条において「新条例」 という。)附則第14項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第 6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、第9条の規定による改正後の帯広市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第28条第3項、第 29条第2項及び第30条の4の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第24条 第2項及び第3項、第28条第3項、第29条第2項、第30条第2項並びに第30条の4の規定 を適用する。

- 6 新条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年帯広市条例第一号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が定める。

(市長への委任)

第16条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。